

特定非営利活動法人 g o i n g 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 g o i n g という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、障がい児・者とその家族および福祉に関わる人に対して、地域社会における安心して快適な生活を支援する事業を行うとともに、障がい者の社会参加と才能発揮の機会を創出し、子どもの健全な育成および地域交流の促進、地域社会との連携強化ならびに障がい理解を深める啓発活動を推進することにより、障がいの有無に関わらずすべての人が互いを尊重し合える共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
 - ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業

- ③ 障がい者とその家族のための安心できる居場所および活動の場の提供事業
- ④ 子どもの健全な育成及び地域交流を目的とした食事提供事業
- ⑤ 地域社会との連携強化および障がい理解の促進を図る啓発事業
- ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体で、総会における議決権を有するもの。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助・支援するために入会した個人および団体で、総会における議決権を有しないもの。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会する

ことができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

第 4 章 役員および職員

(種別および定数)

第 12 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上 7 人以下
 - (2) 監事 1 人以上 2 人以下
- 2 理事のうち、1 人を代表理事、1 人を副代表理事とする。

(選任等)

第 13 条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

- 2 代表理事および副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときまたは代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為若しく法令または定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、または理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事は理事会、監事は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告および活動決算
- (5) 監事の選任または解任、職務および報酬
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号および第 47 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記

名・押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の議決があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画および活動予算並びにその変更
- (4) 理事の選任または解任、職務および報酬
- (5) 入会金および会費の額
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (7) 事務局の組織および運営
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第32条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記

名・押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画および予算)

第41条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加および更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併または破産手続開始決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した特定非営

利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	坂田 卓
副代表理事	中村 徹
理事	北田 千夏
監事	出原 萌華

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画および活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 0円

会費 個人 一口 3,000円/年

団体 一口 10,000 円／年

(2) 賛助会員 入会金 0 円

会費 個人 一口 2,000 円／年

団体 一口 10,000 円／年

役員名簿

特定非営利活動法人going

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬 の有 無
理事	きかた たくや 坂田 卓		無
副代表理事	なかむら とおる 中村 徹		無
理事	きただ ちなつ 北田 千夏		無
監事	ではら もえ か 出原 萌華		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

2006 年以降、障害者施策に関する法制度は段階的に整備され、2013 年の障害者総合支援法施行、さらに 2022 年の改正法施行により、障がいのある人の地域生活を支える仕組みは大きく前進した。しかし、制度が整っても、特に重度の障がいを持つ方々が地域で安心して暮らし続けるためには、依然として多くの課題が残されている。福祉サービスの提供だけでは十分ではなく、地域社会の理解促進や家族の支援力向上、障がい者自身が社会とつながる機会の確保など、複数の要素が相互に支え合う環境が求められている。

名称である「going」には、障がいの有無に関わらず、誰もが自分らしく前へ進み続けられる社会を実現したいという思いを込めている。当法人は、障がい者が安心して過ごせる居場所づくり、興味や能力を活かした活動機会の提供、家族への相談支援や交流の場の創出、支援者の育成と多職種連携の促進、そして学校・企業・地域団体と協力した障がい理解の啓発を通じて、地域における共生社会の形成を目指す。

私たちは、こうした取り組みを継続的かつ安定的に進めるためには、行政や地域、企業、学校等と連携し、助成金や寄附金を適正に受け入れ、透明性の高い運営を行うことができる法人格の取得が不可欠であると判断した。これらの理念と目的を実現するため、特定非営利活動法人 going を設立する。

2 申請に至るまでの経過

私たちは、重度訪問介護事業所を運営してきたこの二年間、利用者の生活に寄り添いながら支援を続けてきた。日常生活の介助や外出支援に加え、必要に応じて他の訪問介護事業所と連携し、利用者が地域の中で安心して暮らし続けられるよう支援体制の調整を行ってきた。その中で、家族が抱える介護負担や将来への不安、支援者の専門性向上の機会不足、人材確保の難しさ、そして障がいのある方々が地域とつながる機会の乏しさなど、制度だけでは解決しきれない課題が明確に浮かび上がった。

こうした現場での経験を通じて、重度障がいのある方々が地域で自分らしく生活をするためには、安心して過ごせる居場所や活動の場、家族が気軽に相談できる環境、支援者が成長できる仕組み、地域とのつながりを育む取り組みが不可欠であることを強く認識した。単なる事業所運営ではこれらを十分に実現できず、地域全体を巻き込みながら継続的に支援

を行うためには、任意団体では限界があると判断した。

そのため、私たちはこの一年間、法人化に向けて事業計画の整理や運営体制の構築を進め、継続的な活動を支える基盤づくりを行ってきた。こうした準備が整ったことから、今回あらためて特定非営利活動法人としての設立申請に至ったものである。

令和8年7月12日発起人により NPO 法人化への方向が了承される。

令和8年7月12日午後6時より 理事会を開き、設立の趣旨、定款、事業計画書および活動予算、設立当初の役員などについての案を審議しました。

令和8年7月12日午後7時より 設立総会を開き、発起人より設立の趣旨、定款、令和8・9年度事業計画書および活動予算、設立当初の役員などを提案し、審議の上決定いたしました。

初 年 度 事 業 計 画 書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人going

1 事業実施の方針 設立初年度は、障がい者とその家族が地域で安心して生活できる環境を整えるため、幅広い層のニーズに応えられる活動の基盤を整備していきます。また、当法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、当法人の活動の社会的意義について広く発信し、活動を財政的に支援してくれる賛同者層を広げ、継続的な基盤の確立を図ります。

2 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業

【内 容】 障害福祉サービス等の利用を申請した障がい児者について、アセスメントに基づきサービス等利用計画を作成し、支給決定後は利用状況を踏まえて計画の見直しを行う。

【実施場所】 大阪市都島区の当法人事務所

【実施日時】 通年(10:00~17:00)

【事業の対象者】 大阪市都島区・旭区・北区内の障がいのある方々

【収 益】 510 千円(利用料@17 千円×延利用者数 30 人)

【費 用】 378 千円(給料手当 300 千円、福利厚生費 9 千円、地代家賃 30 千円、水道光熱費 15 千円、通信費 6 千円、消耗品費 15 千円、雑費 3 千円)

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業

【内 容】 地域での生活に不安や課題を抱える障がい児者に対し、地域移行支援および地域定着支援を実施し、必要な支援の調整や見守り体制の構築を行う。

【実施場所】 大阪市都島区の当法人事務所

【実施日時】 通年(10:00~17:00)

【事業の対象者】 大阪市都島区・旭区・北区内の障がいのある方々

【収 益】 336 千円(利用料@7 千円×延利用者数 48 人)

【費 用】 358 千円(給料手当 294 千円、福利厚生費 6 千円、地代家賃 30 千円、水道光熱費 9 千円、通信費 6 千円、消耗品費 10 千円、雑費 3 千円)

(3) 障がい者とその家族のための安心できる居場所および活動の場の提供事業

【内 容】 本事業年度は、障がい者支援への理解促進を目的として、地域住民向けのワークショップを開催し、地域との協力体制の強化を進める。

【実施場所】 都島区内の商店街の空き店舗

【実施日時】 本事業年度は1回・令和9年3月頃を予定(本事業年度はワークショップ1回)

【事業の対象者】 地域の子どもおよびその家族、地域の方々(障がいの有無を問わず)

【収 益】 0 千円

【費 用】 70 千円(外部講師謝礼 30 千円、会議費 10 千円、消耗品費 22 千円、印刷費 5 千円、雑費 3 千円)

(4) 子どもの健全な育成及び地域交流を目的とした食事提供事業

【内 容】 地域の子どもおよびその家庭を対象とした食支援・交流活動（こども食堂等）実施を実施します。

【実施場所】 大阪市都島区・旭区・北区内の公民館等

【実施日時】 本事業年度は1回・令和9年2月頃を予定

【事業の対象者】 地域の子どもおよびその家族、地域の方々（障がいの有無を問わず）

【収 入】 100 千円（参加費 50 千円、企業協賛金 50 千円）

【費 用】 100 千円（ボランティアへの謝礼 30 千円、会議費 10 千円、消耗品費 50 千円、印刷費 5 千円、雑費 5 千円）

(5) 地域社会との連携強化および障がい理解の促進を図る啓発事業

【内 容】 地域住民、自治会、学校、企業、福祉団体などと協力し、障がい児者とその家族が地域とつながる機会を創出するための交流活動を実施する。

【実施場所】 大阪市都島区・旭区・北区内の公民館等

【実施日時】 本事業年度は1回・令和9年1月頃を予定

【事業の対象者】 障がい児者とその家族、地域の子ども・保護者、地域住民および地域関係団体、並びに支援者・ボランティア。

【収 入】 0 千円

【費 用】 50 千円（ボランティアへの謝礼 20 千円、会議費 10 千円、消耗品費 10 千円、印刷費 5 千円、雑費 5 千円）

翌年度事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人going

1 事業実施の方針

- ・設立翌年度は、障がい者とその家族が地域で安心して生活できる環境を整えるため、居場所の創出や才能活用の場の提供、地域連携の強化を図ります。また、家族支援や啓発活動を通じて障がい者理解を深め、持続可能な運営基盤を構築し、共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。前事業年度未実施事業を確実に実施することで、幅広い層のニーズに応えられる活動を展開していきます。
- ・ホームページやSNS上で積極的に情報発信し、活動を財政的に支援してくれる賛同者層をより一層広げ、継続的な基盤の確立を図ります。

2 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業

【内 容】 障害福祉サービス等の利用を申請した障がい児者について、アセスメントに基づきサービス等利用計画を作成し、支給決定後は利用状況を踏まえて計画の見直しを行う。

【実施場所】 大阪市都島区の当法人事務所

【実施日時】 通年(10:00～17:00)

【事業の対象者】 大阪市都島区・旭区・北区内の障がいのある方々

【収 益】 2,550 千円(利用料@17 千円×延利用者数 150 人)

【費 用】 2,125 千円(給料手当 1,450 千円、福利厚生費 36 千円、地代家賃 480 千円、水道光熱費 60 千円、通信費 24 千円、消耗品費 60 千円、雑費 15 千円)

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業

【内 容】 地域での生活に不安や課題を抱える障がい児者に対し、地域移行支援および地域定着支援を実施し、必要な支援の調整や見守り体制の構築を行う。

【実施場所】 大阪市都島区の当法人事務所

【実施日時】 通年(10:00～17:00)

【事業の対象者】 大阪市都島区・旭区・北区内の障がいのある方々

【収 益】 1,750 千円(利用料@7 千円×延利用者数 250 人)

【費 用】 1,851 千円(給料手当 1,200 千円、福利厚生費 36 千円、地代家賃 480 千円、水道光熱費 36 千円、通信費 24 千円、消耗品費 60 千円、雑費 15 千円)

(3) 障がい者とその家族のための安心できる居場所および活動の場の提供事業

【内 容】 本事業年度は、障がい者支援への理解促進を目的として、地域住民向けのワークショップを開催し、地域との協力体制の強化を進める。

【実施場所】 都島区内の商店街の空き店舗、都島区内の公民館

【実施日時】 本事業年度は4回・令和9年5月、8月、11月、令和10年2月頃を予定

【事業の対象者】 地域のお子様およびその家族、地域の方々（障がいの有無を問わず）
【収 益】 0 千円
【費 用】 292 千円（外部講師謝礼 120 千円、会議費 40 千円、消耗品費 100 千円、印刷費 20 千円、雑費 12 千円）

（４）子どもの健全な育成及び地域交流を目的とした食事提供事業

【内 容】 地域のお子様およびその家庭を対象とした食支援・交流活動（こども食堂等）実施を実施します。

【実施場所】 大阪市都島区・旭区・北区内の公民館等

【実施日時】 本事業年度は４回・令和９年５月、８月、１１月、令和１０年２月頃を予定

【事業の対象者】 地域のお子様およびその家族、地域の方々（障がいの有無を問わず）

【収 入】 400 千円（参加費 200 千円、企業協賛金 200 千円）

【費 用】 400 千円（ボランティアへの謝礼 120 千円、会議費 40 千円、消耗品費 200 千円、印刷費 20 千円、雑費 20 千円）

（５）地域社会との連携強化および障がい理解の促進を図る啓発事業

【内 容】 地域住民、自治会、学校、企業、福祉団体などと協力し、障がい児者とその家族が地域とつながる機会を創出するための交流活動を実施する。

【実施場所】 大阪市都島区・旭区・北区内の公民館等

【実施日時】 本事業年度は３回・令和９年６月、１０月、令和１０年１月頃を予定

【事業の対象者】 障がい児者とその家族、地域のお子様・保護者、地域住民および地域関係団体、並びに支援者・ボランティア。

【収 入】 0 千円

【費 用】 210 千円（ボランティアへの謝礼 80 千円、会議費 40 千円、消耗品費 50 千円、印刷費 20 千円、雑費 20 千円）

初年度活動予算書
成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 going
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	20,000	50,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	150,000	150,000	
3. 受取助成金等	0	0	
4. 事業収益			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく特定相談支援事業収益	510,000		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に に基づく一般相談支援事業収益	336,000		
障がい者とその家族のための安心できる居場所および活動の場の 提供事業収益	0		
子どもの健全な育成及び地域交流を目的とした食事提供事業収益	100,000		
地域社会との連携強化および障がい理解の促進を図る啓発事業収益	0	946,000	
経常収益計			1,146,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	594,000		
謝礼	80,000		
人件費計	674,000		
(2) その他経費			
福利厚生費	15,000		
地代家賃	60,000		
水道光熱費	24,000		
通信費	12,000		
会議費	30,000		
消耗品費	107,000		
印刷費	15,000		
雑費	19,000		
その他経費計	282,000		
事業費計		956,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
謝礼	20,000		
福利厚生費	5,000		
人件費計	25,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	5,000		
会議費	10,000		
通信費	3,000		
消耗品費	20,000		
印刷費	5,000		
雑費	3,000		
その他経費計	46,000		
管理費計		71,000	
経常費用計			1,027,000
当期正味財産増減額			119,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			119,000

翌年度活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 going
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	60,000		
賛助会員受取会費	40,000	100,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	400,000	400,000	
3. 受取助成金等	0	0	
4. 事業収益			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく特定相談支援事業収益	2,550,000		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に に基づく一般相談支援事業収益	1,750,000		
障がい者と家族のための安心できる居場所と活動の場の提供 事業収益	0		
子どもの健全な育成及び地域交流を目的とした食事提供事業収益	400,000		
地域社会との連携強化および障がい理解の促進を図る啓発事業収益	0	4,700,000	
経常収益計			5,200,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,650,000		
謝礼	320,000		
人件費計	2,970,000		
(2) その他経費			
福利厚生費	72,000		
地代家賃	960,000		
水道光熱費	96,000		
通信費	48,000		
会議費	120,000		
消耗品費	470,000		
印刷費	60,000		
雑費	82,000		
その他経費計	1,908,000		
事業費計		4,878,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
謝礼	60,000		
福利厚生費	12,000		
人件費計	72,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	10,000		
会議費	30,000		
通信費	12,000		
消耗品費	30,000		
印刷費	20,000		
雑費	10,000		
その他経費計	112,000		
管理費計		184,000	
経常費用計			5,062,000
当期正味財産増減額			138,000
前期繰越正味財産額			119,000
次期繰越正味財産額			257,000